平成２３年（フ）第２７７号
茨城県水戸市見和３丁目1425番地の１
債務者　住谷アイ子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
茨城県つくば市上横場2573番地95　サンビレッジＤＯＩ－Ｃ棟101号
債務者　森　　ゆか（旧姓名古屋）
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目12番地30　野口ハイツＡ―101号
債務者　佐藤　幸子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
茨城県つくば市松代４丁目８番地11　カワショウハイツ５－２号
債務者　中村　美明
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
茨城県つくば市桜が丘12番地７
債務者　齊藤　　利
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５７号
群馬県桐生市天神町２丁目６番１号
債務者　田中　奈緒
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第４０号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目137番地２
債務者　須藤陸奥博
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８７号
山梨県中央市布施3306番地　グレースＤ―１－２
債務者　佐藤知惠子（旧姓河西）
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
長野県松本市沢村３丁目４番４号
債務者　下郡　裕子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２２８号
岐阜県関市関ノ上２丁目５番13号
債務者　東谷　寿朗
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
岐阜県美濃加茂市西町３丁目300番地
債務者　山口　久子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６８７号
名古屋市緑区青山２丁目221番地　ヴィラ青山坂203号
債務者　三品　裕子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１６号
愛知県瀬戸市窯町495番地の１
債務者　菊田防水こと　菊田　國政
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１７号
愛知県瀬戸市窯町495番地の１
債務者　菊田　菊枝
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００４号
愛知県半田市仲田町１丁目49番地の１　ケープヒルズ仲田102号
債務者　あおヰ美術こと　栗尾　悦夫
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３５号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘18棟409号
債務者　溝部　光芳
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０５２号
名古屋市中区富士見町17番21号　クレセント富士見605号
債務者　村上　豊光
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部